

長 財 第 8 3 号

平成29年10月6日

各部・課・室・センター長  
教 育 長  
各委員会及び委員事務局長  
議 会 事 務 局 長  
病 院 事 務 局 長  
老人保健施設事務局長

} 様

副 市 長

平成30年度予算編成について（依命通達）

平成30年度予算編成については、国、県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調とするところを勘案しつつ、別紙「平成30年度予算の編成について」に基づき、予算見積関係書類を調整し、指示する期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

## 平成30年度予算の編成について

### 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告によると、国の経済基調は、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」とするなど、依然として不透明な状況にある。

このような情勢の中、国の平成30年度予算については、「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成29年7月20日閣議了解）において、歳出全般にわたり、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしたところである。

また、地方財政においては、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策による地方負担の増や高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、様々な行政課題があり、こうした状況の中においても、社会経済情勢の変化による様々な行政課題に的確に対応し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築を実現していくことが必要である。

本市の財政状況は、平成28年度決算では、市税収入が前年度を0.1%上回ったが、平成29年度及び平成30年度は減少に転じる見込みである。また、地方交付税についても、平成27年度より普通交付税における合併特例措置の段階的な縮減が開始され、平成30年度では、前年度に比べ約1億8千万円の減額となる見込みである。なお、国では厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方交付税を適切に確保するとしているが、総務省の仮試算によると総額で2.5%の減額が見込まれている。歳入では、こうした地方交付税の減収に加え、投資的経費に充当する国交付金等の内示率の低下も懸念される所であり、一方で歳出においては、医療や介護などの社会保障費の増加に加え、投資的経費の大幅な増加が見込まれることから、厳しい財政運営が続く見通しである。

平成28年度決算では、経常収支比率が89.5%となり、財政の硬直化が進んでいることや歳入予算における一般財源が縮小する状況に入っていることを考慮して、聖域なき

事務事業の見直し及びスクラップに加え、市民ニーズを的確に捉えた事業の選択と集中、前例踏襲からの脱却による歳出経費の見直し、行財政運営のスリム化と効率化、一層の歳入確保などに全庁を挙げて取り組む必要がある。

本市の中期財政見通し（平成30年度～平成32年度）は、歳入では、市税収入の増加が見込めない中で、消費税率引き上げの再延期により地方消費税交付金の増収が先送りになるほか、普通交付税の合併算定替えの縮減率がさらに拡大するなど、一般財源総額は3年間で14億円減少する見通しである。一方、歳出では、社会保障関係経費の増加のほか、複数の大型事業が計画されていることから、投資的経費の大幅な増加も見込まれる。このため3年間の収支不足額は90億円となる見通しである。また、大型事業が同時期に集中するため、財源となる市債の発行が急激に増加し、後年度の公債費負担も大きくなることから、各種行政サービスの維持に影響がでることが懸念される。そのため一般財源の減少にあわせた行政コストの更なる削減と、大型事業の計画的な実施や施設の再編・統合など、将来負担を軽減し、安定した財政運営のもと行政サービスを維持していくことが肝要である。

## 2 予算編成の基本的考え方

人口減少・超高齢化社会という、厳しい社会の変化に的確に対応するため、『財政計画』に基づく財政運営を基本としつつ、『総合計画』に掲げた計画目標を達成すべく、「地方創生の取り組み」や「行財政運営の取り組み」を着実に推進し、将来世代に過度の負担を残さず、かつ将来の財政需要に対応できる力を確保していく必要がある。一方で、変化する社会・経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速な対応が求められ、『総合計画』の推進にともなう事業や、喫緊の課題である施策については、より効果的な取り組みが必要となる。

投資的経費については、平成32年度期限の合併特例債を活用する等、財源の確保を念頭に、事業内容・事業費の精査、事業着手年度の平準化等、あらゆる角度から検討する必要がある。

また、平成30年2月に市長選挙が執行されるため、平成30年度当初予算は、「**骨格的予算**」として政策的経費及び臨時的経費の一部を除いて編成することとし、併せて、政策的経費を主とした平成30年度補正予算を編成する。ただし、予算要求については、例年どおり通年予算とし見積もりを提出すること。

## **(1) 『総合計画』の着実な推進**

今年度からの10年間を見据えた『総合計画』では、「めざすまちの姿」を「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」とし、これを実現するための合言葉として「Challenge & Creation」（挑戦と創造）を掲げている。

「めざすまちの姿」の実現に向けては、計画行政を基本とすることから、総合計画に定める6つの政策とそれらに体系づける施策に則って分野ごとに展開していくこととし、その中でも基本計画（2年、4年、4年）の第1期（H29-H30）において、分野横断的に先導的かつ優先的に取り組む事業として、6つの重点プロジェクトを位置づけ、プロジェクトごとに部長を統括責任者に据え、スタッフである関係部局の課長からなる部局横断型ユニットにて新規施策の立案を進めているところである。この各重点プロジェクトについては、関連する既存事業とともにパッケージ化を図り、戦略的な取り組みをめざすものとする。

各所属においては、市民ニーズとのマッチングを確実なものとするため、具体的な事務事業を示した「実施計画」をベースに、課題と根拠を明確にするなど検証をしっかりと行うことにより、着実に総合計画の推進を図っていくこととする。

## **(2) 『財政計画』に基づく健全な財政運営の確立**

### **① 事務事業の総点検・見直し**

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行政運営に取り組むため、家庭や民間企業における経費節約に向けた不断の取組にならい、前例踏襲によることなく一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図る、予算規模の縮小に向けた取組を行うこと。

### **② 目的を達成した事業の統合・縮小・廃止（スクラップ・アンド・ビルド）の徹底**

目的を達成した事業の廃止・縮小を積極的に進めるとともに、新規・拡充事業の要求に際しては、スクラップ事業を明確にすること。なお、新規事業の要求にあたっては、一般財源の増加は原則として認めないので、課内での既存事業の見直しによる財源の組替え等によって財源を捻出すること。課内での捻出が困難な場合は、必ず部内で調整することとし、その調整結果を明らかにしておくこと。

### **③ 普通建設事業の抑制**

建設事業は負担の公平性や平準化のため、基本的に地方債を財源とし、将来世代にその償還金を負担させることになる。このため、地方債発行増は歳出に占める償還金の割合を高め、財政運営の硬直化を招くとともに市民サービスの低下へと直結していくことになる。健全財政による市政運営を確保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、普通建設事業については、その総額を圧縮し、地方債の発行抑制に努めること。

#### ④ 民間活力等の活用・推進

『官民パートナーシップ推進基本方針』に基づき、事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から改めて総点検を行い、委託の可能性を検証し、導入を積極的に推進すること。民営化が難しいもの、または民営化に至るまでの途中にあるものについては、官民パートナーシップを推進すること。新たな事業を開始しようとする場合には、民間活力の導入を十分検討するとともに、「最小の経費で最大限の効果を挙げる」を目指すこと。また、民間委託の経費の見積りにあたっては、委託に係る必要な経費を計上すること。

#### ⑤ 積極的な財源の確保

自主的、自立的な行政運営を確保するため、その財源の確保は本市の重要なミッションである。様々な観点・視点から積極的に財源確保に努めること。また、中長期的な安定した一般財源の確保のため、市税収入を伸ばす政策が必要であることから、新たな特定財源の発掘を図ること。また、公有財産の効率的かつ効果的な利活用を図るため、「公有財産利活用推進本部」において協議された方針に基づき、積極的な売却や貸付による有効活用を図ること。

#### ⑥ 市超過負担の削減

各種団体等に対する補助金や負担金については、行政との役割分担の明確化、客観的な公益性を確保しつつ、必要最低限の原則のもと、応分の負担割合にとどめること。また、県等の補助事業について、予算的な制約のもと、一部に財源の肩代わりを行っているようなものについては、相手方へ十分な説明のうえ負担比率の適正化について最大限是正を行うこと。

### ⑦ 財政情報等の積極的な公表

予算編成過程の透明性を確保するため、ホームページ等で予算要求額の公表を行うなど積極的な取組を推進する。また、予算公表資料の内容の充実を図り、市民にわかりやすい財政状況の広報に努めるものとする。

### ⑧ 議会審議事項への対応

定例会、委員会審査において、審議された事項について予算化を要する場合は、適切に見積もること。

## (3) 確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）

平成28年度決算及び平成29年度執行状況をふまえ、事業の目的や効果、これまでの成果等整理するとともに、客観的なデータや確かな根拠に基づく事務事業となるよう、十分に協議・検討を行うこと。

## (4) 喫緊の市政課題への柔軟な対応

変化する社会・経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速な対応が求められ、総合計画の推進にともなう事業や、喫緊の課題である子育て支援施策、都市の活力や魅力を生み出す施策のほか、災害対策への取り組みについては、既存財源を組み替えて捻出するなど、財源を確保したうえで資源を配分する。

## (5) 部局マネジメントの推進強化

各部部长は、部局内あるいは部局を超えた戦力的な取り組みの推進を強化するため、事業の優先度やコラボレート、スクラップ・アンド・ビルドについて、必ず協議を行うこと。

(※部局横断的な課題については、関係する担当部局間においてあらかじめ十分に調整・協議を行うこと。)

## 3 予算編成にあたっての留意事項

### (1) 基本的事項

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成30年度予算編成は現行制度を前提とするが、予算見積りにあたって国・県の動向を注視し、的確な把握に努めること。特に、市民生活への影響や市財政への影響が多大と見込まれる場合は、速やかに財

政課に連絡するとともに、その対応を別途協議することとする。

## (2) 予算要求上限額の設定

平成30年度予算は、一般財源の減少や投資的経費の増加等が見込まれる状況下において、後年度負担を考慮しつつ財政計画を基本とした財政規模の適正化を図ることとし、財源対策分を除き **予算規模 502億円** を上限として編成を行うこととする。

経常的経費については、要求上限額を内示するので、要求上限額の枠内で見積もり要求すること。また、要求上限額を下回る要求については基本的に尊重するが、全庁的な視点からバランスを欠く経費、効率・効果の面から見直し・検討が必要と認められる事業（委託事業、負担金など）、例年の実績からみて明らかに過大又は過小と見込まれる経費などについては必要な修正・削減を行うことがある。また、国県の事業見直しがある場合は、ゼロベースで再度見直しを行うこととする。

なお、法改正等に伴い増加する経費等で、所管課のみでの節減努力では対応できない経費については、全庁的な視点から財源対応を図るものとするが、その場合でも、直接執行する部署が率先して経費の捻出努力にあたること。従って、所管課内に複数の事業がある場合は、各事業費の要求上限額の合算内での流用や部内での流用を行うなど、メリハリのある予算要求とすること。ただし、事業費から庁費への流用は原則として行わないこと。また、補助対象事務費については、直接執行事務費以外はすべて振替財源として明記し要求すること。

## (3) 歳入に関する事項

歳入については、「入るを量りて出づるを制す」が財政規律の前提となることから、過去の実績、平成29年度の決算見込、国県の概算要求及び社会経済の見通し等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小見積りとならないよう十分留意するとともに、平成28年度決算を踏まえ予想される収入金はすべて計上すること。特に、未収債権については、長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）に基づき、より一層の部局相互の連携・協力を図り、適正な管理と徴収率の一層の向上を図るため、具体的な対策を講じること。

### ① 市税

市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、財源確保の観点はもちろんのこと、税

負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率のさらなる向上に一層努力すること。また、税制改正等による市税収入への影響があるものについては、情報収集を行い遺漏のないよう予算に反映させること。

## **② 使用料、手数料及び諸収入**

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。なお、利用者数が減少している施設については、その原因を十分調査・分析し、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分発揮されるよう留意すること。また、新たな財源の確保を図ると同時に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を推進しているので、積極的に取り組んで歳入予算に計上すること。

## **③ 国県支出金**

国・県補助金等が廃止又は縮小される事業については、漫然とこれを市費に振り替えることは認められないので、国や県の平成30年度予算編成状況等を十分に分析し、事務事業の見直しを図ること。県補助事業については、「滋賀県行政経営方針」及び本年6月発表された、「今後の財政運営の基本的な考え方」における取組を注視のうえ、市の負担比率が見直される場合等にあつては、本市にとって今後とも必要な事業かどうかをよく精査し、事業採択も含め慎重に検討すること。

また、「社会保障制度の改革」の動きなどの国の制度改正についての的確に把握するとともに、本市がこれまで国事業に独自で上乘せしてきた部分の必要性や妥当性を十分に検討すること。

さらに、超過負担を余儀なくされているものについても、補助基準の範囲内での執行を検討するとともに、実態に即した補助単価等への改定を働きかけること。

## **④ 財産収入**

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、適正かつ効率的な活用に努めるとともに、本市として今後利活用が見込まれない財産については、積極的に処分等を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用していても、施設の統廃合や移転等により未利用財産となるものについても、利用形態を見直し、資産価値がより発揮されるよう検討すること。

## ⑤ 基金

厳しい財政状況を踏まえて、各種基金については、社会資本の整備状況や今後の建設事業の動向などを勘案しながら積極的な活用を図ること。また、基金のさらなる活用を図る観点から、基金運用益を活用している事業についても、その役割の見直し等を検討し、基金の取り崩しなども含めさらなる活用を図ること。

## ⑥ 地方債

多額の地方債残高に伴う公債費の償還が本市の財政圧迫の要因の一つとなっていることや、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、引き続き、事業費総額の抑制や、計画的な繰上償還による公債費負担の軽減を図るなど、地方債残高の縮減に取り組むこと。平成30年度予算においても、建設地方債の発行額を公債費元金償還額以下にすることとし、プライマリーバランスの改善を図る。

### (4) 歳出に関する事項

歳出については、『2 予算編成の基本的考え方』を念頭におき、事業の優先順位や、「行政が担うべき領域に属する事業」であるか「行政が事業の担い手となるべきか」などを見極めながら、事務事業の抜本的な見直しと再構築に取り組むこと。特に、県との役割分担については、市が行うべき施策かどうか、二重行政になっていないかなどを検証し、制度本来の目的に則って見直しを行うこと。

なお、人件費の削減につながる自主的な事務事業の見直しにより生ずる効果額は、実削減が見込まれる範囲内（支出ベースでの削減であり振替は不可）で、見直しにより必要となる委託料等への経費の置き換えを認めることとする。

#### <共通事項>

事務事業の予算要求にあたっては、新規、既存事業とも現状分析をしっかりと行い、将来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

#### <留意事項>

### ①人件費

『定員適正化計画』に基づき職員数の合理化を進めるとともに、給与の適正化や

手当の見直し、時間外勤務手当の縮減に努めること。

## **②報酬**

報酬の支給については、長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）による報酬額を基礎とするところであるが、給与条例主義によるコンプライアンスの観点から、規定のあり方について当該条例の改正を予定しており、各所管課における各種委員等（主として地方公務員法第3条第3項第3号に規定されている臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職）の報酬支給について、当該事務の性質、雇用の性質の点において点検・精査し、算定方法及び金額の根拠を明確にすること。

## **③賃金**

臨時職員の配置については削減を基調とし、各部局内単位など全体最適となるよう事務の効率化のなかで必要最小限にとどめること。

また、臨時・非常勤職員の任用については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年4月1日から「会計年度任用職員」が制度化されることから、官民パートナーシップ（PPP）推進の観点から事務事業を見直し、臨時・非常勤職員は真に臨時的に必要な人員に留めること。

## **④施設の維持修繕・老朽化対策・統廃合関係**

合併に伴う施設数の増加や施設の老朽化により、維持補修経費の増嵩が大きな課題となっていることを踏まえ、『公共施設等総合管理計画』に基づくとともに、各施設においては、『個別施設計画』により、公共施設の削減に取り組むこと。また、将来世代の負担軽減が図れるよう、施設の中長期の修繕計画等をもとにしたファシリティマネジメントを推進し、公共施設の適正配置、長寿命化及び更新コストの平準化を図ること。

## **⑤委託料**

委託業務の必要性や内容（人数、日数、回数等）、契約の方法について見直しを行い、節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正妥当な額で見積もること。前年度と同内容の委託業務の予算要求についても、安易に前年同額とすることなく、

コスト削減を徹底すること。非公募による指定管理に伴う指定管理委託料については、収支見通しを精査し要求すること。指定管理委託料を除く外部団体への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査を行い積算すること。特に、事務局を市が担当し経理処理を行っているなど、委託方式の趣旨を損なう形で事業を実施しているものについては見直しを行い、直接予算に変更すること。なお、委託料の積算根拠は国県等の基準単価のほか市旅費規程や賃金単価等の適正な根拠に基づいたものとする。

## **⑥扶助費**

扶助又は措置の実態を十分把握し、過去の推移や不用額の状況等を十分精査のうえ、対象人員・単価等の的確な把握に努めること。

## **⑦負担金、補助及び交付金**

行政の責任分野や経費負担のあり方、行政効果等を総合的に勘案し、すべてについて見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積ること。

各種団体会費については、形式的なものは脱会をすること。また、公費負担の合理性がないものについては、公費負担を廃止すること。さらに、加入団体の財務内容（多額の繰越金、予算と決算の大幅な乖離、事業自体の必要性）を再度把握したうえで、他自治体と連携し負担額の削減を検討すること。また、負担割合についても必ず合理性の検証を行うこと。

補助金は、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認められる場合に支出するものであり、その判断は客観的な妥当性がなければならない。従って、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、一層の適正化を図ることとする。特に、繰越金の状況を適正に把握し、繰越金があるものについては必ず見直すこと。

昨年度に見直した『補助金ガイドライン』により、見直しの趣旨を念頭に、「財政規律の確保」及び「市民満足度向上・施策実現」が両立できるしくみとするとともに、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、一層の適正化を図ること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、繰越金があるものについては必ず見直すこと。また、補助金交付要綱が整備されていないものについては、要求不可とする。

## **⑧投資的経費**

限られた財源のなか、市民生活の基盤となる社会資本の整備を着実に遂行していくためにも、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討したうえで、優先順位の高いものから重点的に事業を選択し、精査した見積額を計上すること。この場合、事業選択の根拠となる利用者数や交通量、受益者数の客観データ、及びそれらに対する効果額について整理分析し提示すること（これらが無い場合は要求不可）。

各施設の整備にあたっては、上記のほか、施設完成後の施設運営費が過大とならないよう財政負担を十分検討したうえで、適正な規模・内容とし、効率的な運営、後年度の維持管理費の低減等に十分留意すること。

また、事業費の算定にあたっては、あらゆる角度から検討し、極力コストの削減に努め、必要な事業量を把握すること。

### **(5) 特別会計・企業会計に関する事項**

特別会計については、使用料・保険料など受益を受ける市民負担により運営されていることを念頭に、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減と合理化、負担の適正化に努め、市税からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

また、公営企業会計についても、収入の確保と経費の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化を進めること。

## **4 その他**

### **(1) 債務負担行為の活用**

適正な予算執行を行うにあたって、債務負担行為を活用することにより、年度当初にスムーズな契約ができるよう予算要求を行うこと。

### **(2) 予算要求書の作成及び留意事項**

① 平成30年度の予算要求書は、『平成30年度予算編成事務について』に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。

② 予算編成事務と併せて、来年度の国・県の予算の内容及び関連する制度の改正な

ど、その動向を迅速かつ的確に把握し、適宜、財政課に連絡するなど連携を密にし、事務の円滑化を図ること。

- ③ 各部局において策定した「部局予算要求方針」を要求書に添付して提出すること。
- ④ 予算編成過程における関係書類及び調整事項は、すべて本市としての意思形成過程である。最終的な意思決定は市長裁定であり、公表前の機密保持を厳守すること。

⑤ 予算要求書の提出上の留意事項

- 提出期限 **平成29年11月22日（水）正午【期限厳守】**
- 提出部数 本紙1部（写し4部）
- 提出先 総務部財政課